

「21 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第13項の「解体業」に係る既存の解体作業場等の施設整備を目的とした開発行為等」の新旧対照表

新	旧
<p>21 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第13項の「解体業」に係る既存の解体作業場等の施設整備を目的とした開発行為等</p> <p>申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>1 この基準の対象となる開発行為等は、市街化調整区域内の自然環境及び住環境との調和が図られ、これらの環境を損なうことがないよう計画されていること。</p> <p>2 この基準の対象となる既存の施設とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の許可制度の施行日（平成16年7月1日）前から市街化調整区域内において自動車解体業等に供されていた施設であり、自動車リサイクル法に基づく施設改善が可能な施設をいう。</p> <p>3 自動車リサイクル法に基づく施設改善を目的とする開発行為等とは、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 申請地は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日（平成16年7月1日）前から、</p> <p>① 解体作業場等に供されていた土地であること。</p> <p>② 原則として申請者が所有していること。</p> <p>(2) 申請地は、原則として有効幅員4メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(3) 予定建築物は、自動車リサイクル法に基づいた施設基準に適合していること。</p> <p>(4) 予定建築物は、自動車リサイクル法が必要と認める最小限の面積規模で、その用途が解体作業場等及び管理事務所であること。</p> <p>(5) 予定建築物の敷地は、原則として屋外の保管施設の用地と明確に区分され、かつ、必要最小限の面積規模であること。</p> <p>(6) 施設の整備、改善について、申請地を含めた当該事業用地の境界から150メートルの範囲内に居住する者及び隣接土地所有者と十分な調整が図られていること。</p> <p>(7) 申請に係る土地は、農地法に基づく農地転用が見込まれない農用地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づく農業振興地域内の農用地を含む土地でないこと。</p> <p>(8) (削除)</p> <p>留意事項</p> <p>一 (1)①の「解体作業場等」とは、解体作業場・燃料採取場所・取り外した部品の保管場所・車両保管場所をいう。</p> <p>二 (1)②の「原則として」とは、やむを得ない理由により借地方式を考慮したものであり、例外的に取り扱う場合の契約期間は継続的で安定的なものであること。</p> <p>三 「留意事項 二」の「継続的で安定的なもの」とは、おおむね30年以上の事業用定期借地権設定契約等を締結することをいう。</p> <p>四 (2)の「原則として有効幅員4メートル以上の道路」とは、車両の通行に支障のない道路幅員をいい、その範囲は交通の分岐する交差点までとすること。</p>	<p>21 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第13項の「解体業」に係る既存の解体作業場等の施設整備を目的とした開発行為等</p> <p>1 この基準の対象となる開発行為等は、市街化調整区域内の自然環境及び住環境との調和が図られ、これらの環境を損なうことがないよう計画されていること。</p> <p>2 この基準の対象となる既存の施設とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の許可制度の施行日（平成16年7月1日）前から市街化調整区域内において自動車解体業等に供されていた施設であり、自動車リサイクル法に基づく施設改善が可能な施設をいう。</p> <p>3 自動車リサイクル法に基づく施設改善を目的とする開発行為等とは、次の各号に該当するものをいう。</p> <p>(1) 申請地は、自動車リサイクル法の許可制度の施行日（平成16年7月1日）前から、</p> <p>① 解体作業場等に供されていた土地であること。</p> <p>② 原則として申請者が所有していること。</p> <p>(2) 申請地は、原則として有効幅員4メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(3) 予定建築物は、自動車リサイクル法に基づいた施設基準に適合していること。</p> <p>(4) 予定建築物は、自動車リサイクル法が必要と認める最小限の面積規模で、その用途が解体作業場等及び管理事務所であること。</p> <p>(5) 予定建築物の敷地は、原則として屋外の保管施設の用地と明確に区分され、かつ、必要最小限の面積規模であること。</p> <p>(6) 施設の整備、改善について、申請地を含めた当該事業用地の境界から150メートルの範囲内に居住する者及び隣接土地所有者と十分な調整が図られていること。</p> <p>(7) 申請地に農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の土地を含まないこと。</p> <p>(8) 農地法、建築基準法、その他関係法令等に適合する計画であること。</p> <p>留意事項</p> <p>一 (1)①の「解体作業場等」とは、解体作業場・燃料採取場所・取り外した部品の保管場所・車両保管場所をいう。</p> <p>二 (1)②の「原則として」とは、やむを得ない理由により借地方式を考慮したものであり、例外的に取り扱う場合の契約期間は継続的で安定的なものであること。</p> <p>三 (2)の「原則として有効幅員4メートル以上の道路」とは、車両の通行に支障のない道路幅員をいい、その範囲は交通の分岐する交差点までとすること。</p>

<p>五 (3)の「自動車リサイクル法に基づいた施設基準」とは、自動車リサイクル法の所管課である<b>廃棄物指導課</b>の「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する許可方針をいう。</p> <p>六 (4)の「必要と認める最小限の面積規模」とは、自動車解体事業計画に基づく1日の処理台数に必要な面積規模をいう。</p> <p>七 (4)の「解体作業場等」とは、解体作業場・燃料採取場所・取り外した部品の保管場所をいい、必要最小限の面積規模で取り扱うこと。          なお、燃料採取場所内において、廃油・廃液等の危険物の貯蔵・保管をする施設を設置する場合は、次のとおり分類し取り扱うこと。          ア 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める指定数量（以下「指定数量」という。）以上の数量を貯蔵・保管する施設は取り扱わないこととし、船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）に定める指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量（以下「条例で定める数量」という。）を貯蔵・保管する施設については、当該条例に適合する施設を取り扱うこと。          イ 上記条例で定める数量未満の数量を貯蔵・保管する場合であっても、船橋市火災予防条例に準じた安全対策について消防局の指導を受けている施設を取り扱うこと。</p> <p>八 (4)の「管理事務所」とは、おおむね100平方メートル以下の面積規模の平家建て事務所をいう。</p> <p>九 (5)の「明確に区分され」とは、敷地境界上に塀、垣根これらに類するものを設置し区分されていることをいう。</p> <p>十 「留意事項 三」及び「八」の「おおむね」とは<b>10パーセントを限度とする。</b></p> <p>十一 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の<b>1.5倍以下</b>であるものについては、許可を要しない。<b>ただし、留意事項に定める規模以下とする。</b></p> <p>（平成16年9月29日・追加）          （平成19年11月30日・旧23繰上）          （平成24年4月1日・旧22繰上・一部改正）  <b>（令和2年4月1日一部改正）</b></p> <p>附 則          （施行期日）          1 この基準21は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則          （施行期日）  <b>1 この基準21は、令和2年4月1日から施行する。</b></p>	<p>四 (3)の「自動車リサイクル法に基づいた施設基準」とは、自動車リサイクル法の所管課である産業廃棄物課の「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に関する許可方針をいう。</p> <p>五 (4)の「必要と認める最小限の面積規模」とは、自動車解体事業計画に基づく1日の処理台数に必要な面積規模をいう。</p> <p>六 (4)の「解体作業場等」とは、解体作業場・燃料採取場所・取り外した部品の保管場所をいい、必要最小限の面積規模で取り扱うこと。          なお、燃料採取場所内において、廃油・廃液等の危険物の貯蔵・保管をする施設を設置する場合は、次のとおり分類し取り扱うこと。          ア 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める指定数量（以下「指定数量」という。）以上の数量を貯蔵・保管する施設は取り扱わないこととし、船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）に定める指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量（以下「条例で定める数量」という。）を貯蔵・保管する施設については、当該条例に適合する施設を取り扱うこと。          イ 上記条例で定める数量未満の数量を貯蔵・保管する場合であっても、船橋市火災予防条例に準じた安全対策について消防局の指導を受けている施設を取り扱うこと。</p> <p>七 (4)の「管理事務所」とは、おおむね100平方メートル以下の面積規模の平家建て事務所をいう。</p> <p>八 (5)の「明確に区分され」とは、敷地境界上に塀、垣根これらに類するものを設置し区分されていることをいう。</p> <p>（平成16年9月29日・追加）          （平成19年11月30日・旧23繰上）          （平成24年4月1日・旧22繰上・一部改正）</p> <p>附 則          （施行期日）          1 この基準21は、平成24年4月1日から施行する。</p>
--	--